

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------------|
| 4 | 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

令和5年9月29日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付等を行っている。</p> <p>○ 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">精神障害者保健福祉手帳の申請の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務精神障害者保健福祉手帳の更新認定申請の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務精神障害者保健福祉手帳の記載事項変更届の受理、審査及び届出に対する応答に関する事務精神障害者保健福祉手帳の記載事項変更申請の受理、審査及び申請に対する応答に関する事務 |
| ③システムの名称 | 地域精神保健関連情報システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 精神障害者保健福祉手帳に関する情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表第一 14の項</p> <p>○ 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第14条第6号から第12号まで</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>○ 番号利用法 第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none">情報照会の根拠 25の項情報提供の根拠 16の項, 27の項, 28の項, 31の項, 54の項, 55の項, 56の2の項, 57の項, 79の項, 106の項, 116の項 <p>○ 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年度内閣府・総務省令第7号）</p> <ul style="list-style-type: none">情報照会の根拠 第18条情報提供の根拠 第12条第1号二, 同条第3号二, 第20条第2号口, 同条第6号, 第21条第1号口, 同条第2号口, 同条第3号, 22条第1号口, 同条第2号から同条第10号まで, 第28条第1号口, 同条第2号から同条第10号まで, 第29条第2号, 第30条第4号, 第31条第4号口, 第42条第2号, 第53条第1号口, 同条第2号口, 同条第3号口 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 徳島県精神保健福祉センター |
| ②所属長の役職名 | 徳島県精神保健福祉センター 所長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 徳島県監察局 監察評価課 県庁ふれあい交流室 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話088-621-2024 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 徳島県精神保健福祉センター 企画・自立支援担当 〒770-0855 徳島県徳島市新蔵町3丁目80番地 電話088-625-0610 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|---|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------|---|---|------|---|
| 平成28年6月30日 | II 1 対象人数 | 1万人以上10万人未満 | 1,000人以上1万人未満 | 事後 | 錯誤による訂正であり、しきい値判断結果にも変更なく、重要な変更には当たらない。 |
| 平成28年6月30日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成27年7月1日 時点 | 平成28年6月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 平成28年6月30日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成27年7月1日 時点 | 平成28年6月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 平成29年6月30日 | I 7 請求先 | 徳島県監察局監察課 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2024 | 徳島県監察局監察課ふれあい交流室 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2024 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 平成29年6月30日 | I 8 連絡先 | 徳島県精神保健福祉センター 企画指導担当 〒770-0855 徳島県徳島市新蔵町3丁目80番地 電話 088-625-0610 | 徳島県精神保健福祉センター 企画・自立支援担当 〒770-0855 徳島県徳島市新蔵町3丁目80番地 電話 088-625-0610 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 平成29年6月30日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成28年6月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 平成29年6月30日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成28年6月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 平成30年7月10日 | I 7 請求先 | 徳島県監察局監察課ふれあい交流室 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2024 | 徳島県監察局監察課 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2024 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 平成30年7月10日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 平成30年7月10日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和1年6月4日 | I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 徳島県監察局監察課 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2024 | 徳島県監察局監察課ふれあい交流室 情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2024 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和1年6月4日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和1年6月4日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和2年6月4日 | I 5②所属長の役職名 | 徳島県精神保健福祉センター所長 石元康仁 | 徳島県精神保健福祉センター 所長 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和3年6月8日 | II 1 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和3年6月8日 | II 2 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和3年9月30日 | I 4②法令上の根拠 | 番号利用法 第19条7号 別表第二 | 番号利用法 第19条8号 別表第二 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和4年6月30日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和4年6月30日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和5年6月30日 | II 1 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和5年6月30日 | II 2 いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和5年9月29日 | IV 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | 委託しない | 委託する 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 2) 十分である | 事前 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |
| 令和5年9月29日 | IV 5 特定個人情報の提供・移転 | 提供・移転しない | 提供・移転する 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か 2) 十分である | 事前 | 形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。 |